帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の６））の⑾の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

６　「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年旧法第321条の８第５項若しくは第９項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

７　「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の８第23項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和２年旧法第321条の８第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。

［８　略］

第二十号様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙七十七　挿入］

第二十号様式別表二の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙七十八　挿入］

第二十号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙七十九　挿入］

第二十号様式別表二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙八十　挿入］

第二十号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙八十一　挿入］

第20号様式別表２の５記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第５項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第80条第５項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第７項又は第８項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和２年旧法人税法第80条第５項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第１号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第２号又は令和２年旧法第321条の８第12項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第３号又は令和２年旧法第321条の８第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の８第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の６））の⑾の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

６　「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、法第321条の８第５項又は第９項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の当期控除額の合計額及び第20号様式別表２の２の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

７　「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の８第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の３の当期控除額の合計額を記載すること。

［８　同左］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

第二十号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙八十一　挿入］

第20号様式別表２の３記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（同法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の８第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の８第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。